

2026 年 7 月 23 日

市議会議員のためのハラスメント研修所感

会派に属さない議員 沖永 明久

今回の研修会では、ハラスメントの定義や法律上の定め、法的・事実上の責任といった基本的な知識に加え、議員が陥りやすい構造的要因や、「対市民」「対職員」において生じやすいハラスメントの事例、さらには関連する判例等について学ぶことができた。本市議会における初めてのハラスメント研修、いわゆる「基礎編」として、有意義なものであったと考える。

その上で、今回のような「ハラスメントとは何か」「してはいけないこと」を中心とした研修から、今後の研修においては「なぜハラスメントはいけないのか」「ハラスメントはどのような社会的悪影響を与えるのか」といったハラスメントの本質的な認識の共有化を通じ、議員各自がハラスメントに対し自ら判断しうる能力を形成していくことが肝要であろう。

個人は社会的存在であり、歴史的・文化的に形成されてきた価値観や慣習の影響を少なからず受けている。そのため、ハラスメントの多くは、本人に悪意

や自覚がないまま、相手を傷つける言動や行為として現れる場合が少なくな
い。だからこそ、「なぜハラスメントは許されないのか」「それが組織風土や職
場環境にどのような悪影響を及ぼすのか」といった理解を深め、自ら判断でき
る力を身に付けることが重要である。

さらに加えて、こうした自己判断能力を補うためにも、議会としての組織
的・制度的な整備も不可欠である。今回の研修では、議員がハラスメントに陥
りやすい構造的要因として、「権威性の錯覚」「上司不在」「属人的活動・権力
性」「要望と圧力の混同」が指摘された。議員はこうした環境の中で職務を遂
行していることを常に自覚することがまずもって重要であるが、それだけでは
十分ではない。規範の整備、相談体制の構築、対応方針の明確化など、議員個
人の判断を補う組織的・制度的な仕組みの整備も併せて進める必要がある。そ
のためには、研修のみならず、議会内での十分な議論を通じて制度化を図って
いくことが重要であると考ええる。

以上。